

平成 19 年 6 月 27 日

公正取引委員会からの排除措置命令等について

徳倉建設株式会社

当社は、平成 19 年 6 月 20 日付で、公正取引委員会から防衛施設庁が発注する工事の入札に関して、排除措置命令および課徴金納付命令を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の内容

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 7 条第 2 項の規定に基づく排除措置命令。

(2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく課徴金納付命令

納付すべき課徴金の額 4,914 万円

なお、課徴金納付額につきましては、当期の業績予想に織り込んでおりますので、業績に与える影響は、軽微であると考えております。

2. 今後の対応

当社といたしましては、排除措置命令等の内容を慎重に検討のうえ、その対応を決定するとともに、今後、一層の法令遵守のための体制の強化と全役職員への周知の徹底を図り、再発防止に努める所存であります。

お客様・株主様をはじめ関係者の皆様方には大変ご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

以 上